

令和5年

# 第1回忠岡町議会臨時会会議録

第2日

令和5年1月20日

忠岡町議会

令和5年 第1回忠岡町議会臨時会会議録（第2日）

令和5年1月20日午前10時、第1回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長に報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和5年第1回忠岡町議会臨時会議事日程、第2日目について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第2号 (仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について

(総務事業常任委員会 委員長報告)

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長 (和田 善臣議員)

日程第1 議案第2号 (仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結についてを、議題といたします。

本件に関し、1月16日の本会議において、総務事業常任委員会に付託しました議案を、常任委員会で内容の審査をした結果について、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長 (松井 匡仁議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

松井議員。

総務事業常任委員会委員長 (松井 匡仁議員)

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

令和5年1月16日開催の本会議において、本委員会に付託されました1件の案件については、1月18日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定によりご報告申し上げます。

議案第2号（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結については、本委員会に付託された案件は、質疑応答・反対討論・賛成討論が行われました。

反対討論としましては、「協定の具体的な内容が明らかにされないまま、協定を締結してしまうのは大きな問題です。忠岡町は公民連携という大きな方針転換をし、その事業主体は産廃処理事業者で、そこに忠岡町の主体性はありません。健康被害が出る可能性のある産廃施設を、拙速に誘致する計画を住民の声も聞かずに進めようとするのは住民投票にも値する案件であり、議案には反対します」、また、「住民負担の軽減、収入が見込めるとのことですが、きちんとした住民の環境を守っていくことが行政の役割です。この議案はタイトなスケジュールもあり住民の中で議論ができていないこと、住民合意を得ていないことから、この議案について反対いたします」などの意見がありました。

一方、賛成討論としましては、「現在の処理方式より住民負担が軽減されることに加え、土地の借地料、固定資産税、法人住民税、廃棄物受入れ処理分担金等の収入が見込めます。環境問題についても国の基準を満たした上で、上乘せした基準値を設定すると提案していることから、本議案に賛成いたします」、また、「国策によりダイオキシン対策は進み、今では心配するレベルではありません。今回応札した事業者は実績も十分であり、大気汚染などによる健康被害は考えにくく、また、当初の広域への参画は周囲の環境や住民説明、交通アセスの問題、加えて施設の老朽化を考えるとハードルが高過ぎ、本町の脆弱な財政面から見て、この公民連携方式がベターであると結論付け、賛成いたします」との意見がありました。

以上のとおり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された議案について報告を終わります。

令和5年1月20日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 議案第2号（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、討論を行います。討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

反対討論ですか。

6番（是枝 綾子議員）

はい、反対討論です。

議長（和田 善臣議員）

討論をお受けします。どうぞ。

6番（是枝 綾子議員）

日本共産党の反対討論を行います。

この案件は、忠岡町のごみ処理は泉北環境施設組合に広域化するというこれまでの忠岡町の方針を大転換して、忠岡町がクリーンセンターを廃止して、そこに200トンもの巨大な民間の産業廃棄物焼却炉を誘致するという事業を行うための相手企業との協定書そのものが議案となっています。つまり、産廃誘致の賛否そのものが問われているのです。それなのに、住民の多くがまだ内容を知らないのに今日議決をして、議会のお墨付きをもらったら、40年後の計画終了までまっしぐらに突き進むというものです。

11月に忠岡町が開いた住民説明会では、広域化するのではなかったのか、町長の選挙公約はどこに行ったのかと、反対もしくは不安の声がほとんどでした。住民合意が得られているとはとても言えない状況であるにもかかわらず、議会の議員だけで産廃焼却炉の誘致を決めてしまうのは、民主政治の根幹に関わることであります。産廃誘致を決定するのであれば、住民投票をする、あるいは公約をし直した町長選挙できちんと住民に問わなければなりません。

今回の忠岡町の産廃焼却炉誘致計画の方針を決定する過程においては、大きな問題点があります。忠岡町が役所内部で検討し、昨年8月に方針を決定、その後、議会や住民に決定した方針を説明したというものであり、決して住民懇談会などで住民と対話しながら練り上げたものではありません。住民懇談会を重ねて方針を決定するというのが住民本位の町政です。もっとよく検討してほしい、まだ決めないでほしいという住民の声を聞かないやり方は、全く住民本位ではありません。忠岡町は、住民のためと言いながら、住民の声を全然聞かないのでは、本当に住民のためと言えるのでしょうか。

今日は、この臨時議会本会議、産廃焼却炉は要らない、まだ決めないでほしいという多くの住民が傍聴席に入り切れないくらい、30名を超える方がたくさん来られています。

役場1階の議会を映しているモニターのところにも、たくさん見に来られています。忠岡町近隣市の方もたくさん来られています。巨大産廃焼却炉は忠岡町内だけの問題ではありません。近隣市の方は全く知らされていないのです。なのに、今日決められてしまう。

各党派の方々のところに、大阪府下中の個人や団体から約126もの要請書がたくさん寄せられました。住民合意のないまま決めないでほしいという要請書であります。忠岡町と議会の議員は、この切実な住民の声、忠岡町近隣市の住民の声をしっかりと聞くべきであります。

ところが、これまでの町議会の委員会の委員の意見は、産廃焼却炉は安全で、全然環境には問題ないという意見が多数を占めています。どこが安全でしょうか。公害問題の専門家の話では、多様な物質を含む廃棄物をごちゃ混ぜにして焼却処理する日本の廃棄物処理からは、様々な有害物質が出てくる。焼却炉は一種の化学工場であると言います。廃棄物の種類によっては、ダイオキシン類などの有害物質が新たに生成されたり、重金属類が濃縮されたりしています。焼却する過程でどのような化学反応が生じ、どのような公害物質が発生するか、複数の有害物質による複合汚染にはどのようなものがあるか、全てが明らかになっているわけではありません。

廃棄物処理施設からの排ガスには排出基準が決められています。今回の産廃焼却施設は1日200トン焼却するので、現在の忠岡町の一般廃棄物の焼却量は1日20トン、その10倍もの産廃の量を燃やせば、排ガスの濃度は基準値以下でも、その10倍の総量の汚染物質が排出されるわけです。

例えば、焼却炉のダイオキシン対策の技術が向上してきているため、ダイオキシンの発生量が大きく減って安心だと言いますが、大量にごみを燃やせば、大量に排ガスが出て、それだけダイオキシン発生量の総量が多くなるのは当然のことなのに、それには一切触れられず、安全だという話ばかりが先行しています。濃度だけを見るのではなく、排出総量を問題にしていないのです。忠岡町は大気汚染はありませんと説明しますが、基準値以下でも汚染物質は出ているのです。今度はその10倍もの量が空気中に排出されるのです。量が増えるのに汚染物質が出てないという忠岡町の説明は、何を根拠に言うのでしょうか。

一般廃棄物の焼却炉は、家庭から出るごみ、自分たちが出したごみなので、何を燃やしたかは分かりますが、産業廃棄物は企業活動から出るごみで、家庭ごみとは性質が違います。汚泥、建設廃材、強アルカリ、強酸性、古タイヤや廃プラスチックなど、何が入っているか分からない。燃やして大丈夫かというものも多くあります。

誘致する産廃焼却炉で燃やすものは、一般廃棄物と同じ性状のものと言いますが、例えば現在、忠岡町のクリーンセンターでは家庭から出る粗大ごみ、これも一般廃棄物です。今のクリーンセンターでは、硬いプラスチック、硬質プラスチックや繊維、発泡スチロールなどは燃やせないで、燃やしていませんが、それを今度は産廃焼却炉で大量に燃やすわけです。その分だけでも大気汚染物質の排出量は確実に増えるのに、大気汚染はありま

せんなんて、どうして言えるのでしょうか。

また、委員会で大気汚染の監視についての質問に対し、常時監視していて、基準値を超えたら自動的にストップしますと答弁がありましたが、「相手企業からの企画提案書には、公害防止基準のばいじんと水銀とダイオキシン類は連続測定なしと書いてありますよ。常時観測ではないですね」と質問すると、「それは常時観測はしていません」と答弁されるなど、きっちり確認していかないと委員が間違った認識をしてしまう心配なことがありました。

ぜんそくの原因物質のばいじんは、常時観測させなければならないと思います。バグフィルターに200トンの焼却分のすすがたまり、払い落とすときに大量にばいじんが外に排出されるそうです。常時測定すると、フィルターをはたいたときに物すごい数値になるでしょう。

今でしたら一般廃棄物の20トンの焼却分のばいじんであるのに、今度はその10倍の200トンの焼却分になり、基準値で濃度は同じでも、ばいじんの物質の総量が10倍に増えます。1日1回フィルターをはたかれたとしても、常時観測、測定はされていないのでは、産廃焼却炉の大気汚染に対する住民の心配は払拭されません。

このように、特にぜんそくを持っている方、アレルギー体質の方、子どもや高齢者、体の弱い方は大変心配されています。このようなことから、産廃焼却炉誘致は、まず大気汚染の点から断じて認められません。

次に、公民連携の産廃焼却炉誘致の計画が、民間事業者が主体の計画であるということから、内容は今後協議をしないと現時点では何も分からないという状況なのに、産廃を誘致することだけは先に決めるという、言わば白紙委任状態であるという大きな問題点です。

公民連携でも忠岡町が事業主体となっていれば、忠岡町が細かく計画を決め、事業者を募集しますが、今回は民間事業者が主導ですから、基本の焼却想定トン数以外はこれから協議をして決めるという大事な点の曖昧さ、不確定要素がほとんどであることが、議論を通じて分かりました。

例えば、産業廃棄物の何を燃やすのか。これまでの忠岡町の議会や住民への説明では、紙、木、繊維、プラスチック、食品系廃棄物、一般廃棄物と同様の性状のものでした。有害と思われるものは認定しないということでした。ところが、この臨時議会では、事業者からの企画提案書が資料として出され、廃プラスチック類の中身が、プラスチック全般（合成ゴムを含む）と書いてありました。ですから、古タイヤは入るのかと尋ねても、忠岡町は今後の協議で決めてまいりたいというお答えでした。

相手の事業者からの企画提案書を見てみると、破碎機の性能についてのくだりがこう書いてありました。粗大ごみは何でも破碎できる、中略しまして、大型タイヤ等も破碎できると書かれていました。しかし、タイヤは有害物質がたくさん出るので、現在、忠岡町の

クリーンセンターでは一般廃棄物としては受け入れしていません。もちろん燃やしてもいいません。忠岡町としては「一般廃棄物でないので受け入れしないようにする」というふうに答弁するかと思いきや、「今後協議してまいりたい」と言うばかりでした。協議に臨む忠岡町の姿勢を尋ねているのに、受け入れする産廃については、ほとんどと言っていいほど「今後協議してまいりたい」でありました。

今、クリーンセンターで燃やしていない古タイヤくらいは、はっきり「燃やさない」とか、「燃やさないように協定に臨みたい」と答弁すべきではないのでしょうか。今のクリーンセンターで燃やすものと、産廃焼却炉で受け入れして燃やす産廃は変わらないという印象を議会や住民に与えておきながら、産業廃棄物として燃やす種類は増える可能性が大きいことが予想されます。

汚泥についても、相手事業者からの企画提案書には、日用品や食品の汚泥と書いてありますので、「土木建設工事の汚泥は書いていませんが、受け入れしませんよね」とお聞きしても、「今後協議してまいりたい」という答弁でした。

相手事業者からの企画提案書には、貴町、つまり「忠岡町に認めていただいたものを本事業で受け入れますと書いてあるので、この部分だけは忠岡町が主導で決められるはずではないか」と質問しても、「専門家の意見を聞いてまいりたい」という答弁で、忠岡町の主体性は全くありませんでした。産廃の何を焼くのか協議しないと分からないでは、住民の不安は増すばかりです。

また、議案である公民連携の協定書の第3条6項には、中継施設、新施設、し尿処理場の解体費用、現施設の解体費用、新施設の解体撤去費用、地域電源供給事業の費用の調達は事業者が行うと明記されています。費用の負担ではなく費用の調達であります。企画提案書には、し尿処理場の撤去費用とクリーンセンターの現在の焼却施設の撤去費用は先行投資費用として回収するため、中継施設で外部に運んで焼却委託している期間は、可燃ごみの外部処理単価に上乘せし、新施設稼働後は可燃ごみの処理単価に上乘せされることが書かれています。し尿処理場と現在の焼却炉の撤去費用は、ただではなく、きっちり回収されるので、事業者の負担ではなく調達になっていることが分かります。

当初の8月、9月頃、忠岡町は撤去費用はただのような印象の説明をされていましたが、結局は焼却委託料に上乘せされ、きっちり回収されるようです。撤去費用を金利も含めて全額払うようなことになる可能性が大きくなりました。しかし、金額は幾らになるか分からないので、幾らの請求が来るかはそのときになってみないと分からない。今の時点では幾ら負担する事業になるのか、議決をするにも私たちには分からない状態です。

産廃の何を焼くのか、幾ら負担するのかは、分からないことだらけです。なのに、今日、基本協定を採決するわけです。詳細なことは今後の実施協定で決められますが、これは議決も何もありません。明らかな白紙委任と言わなければなりません。そんなものは認められません。

3つ目に、ごみ処理を他市との広域化を進めていたはずなのに、産廃誘致という大きな方針転換にもかかわらず、住民の合意を得ずに押し切ろうとしている問題です。忠岡町は、平成21年から10年間の長期包括事業委託の条件として、ごみ処理を他市との共同処理、いわゆる広域化処理をするということでした。残念ながら、当時の町政が協議を前に進めていなかったことなどで、いまだに実現しておりません。

杉原町長は、2年前の町長選挙では、ごみ処理を広域化することをマニフェスト公約していました。就任当初の施政方針でも述べておられました。ところが、昨年、産廃焼却場誘致の方針に大きく転換しました。住民の中からも「広域化を進めるんやなかったんか」の声が大きく出ました。住民は、町長の選挙公約が広域化処理であることを知っています。町長が公約に反していないと強弁すればするほど、町民は、住民は違和感を膨らませるばかりです。方針を転換する政策意思決定の過程に、住民との対話、懇談をしなかったことが、今回、決定的に住民の声を無視した今の状況をつくったのです。

普通、大きな問題や方針を大きく変える場合は、町の考えを決める前に住民懇談会をするなり、意見を聞く場を設けるものです。特にごみ処理問題は住民生活に深く関わっているので、ごみ処理をどうするかは住民自身が決めることです。それなのに、町長が決めた方針を徹底するための説明会をいくら開いても、住民の理解は生まれません。決めてしまってからでは意味がありません。何年間か時間をかけて住民合意を得ながら決定していくのが普通であります。

まして、迷惑施設である産業廃棄物の焼却施設では理解が得られません。民主主義の問題です。現在の忠岡町クリーンセンターの焼却炉は、令和2年と3年度に約7億円かけて改修工事をしましたので、令和9年ぐらいまでは大きな修理なく使えるという当時の担当課の答弁があります。今すぐ壊れるわけではないので、ごみ処理方針について住民との懇談、対話の時間はあります。令和5年度で4年間の委託が終わるので、令和6年度からの運転管理委託が必要ですが、産廃誘致計画のほうでは中継施設の管理と外部焼却費用を足すと、毎年の委託料には大きな違いはありません。時間をかけて住民とごみ処理方針を議論していこうではありませんか。

4つ目に、この産廃焼却施設誘致計画の基本協定を議決し、締結してしまったら、後戻りできなくなります。それは、この協定書には契約の解除条項がありません。双方の合意のみで止めることができることしか書いてありません。協定相手の業者は、産廃は迷惑施設なので住民の反対に遭い、産廃焼却炉の土地の確保に難儀しています。そこへ忠岡町が場所を提供してくれて、おまけに住民の反対を押し切って産廃焼却施設を建設させてくれるという、住民の同意は忠岡町の責務となっていますから、こんないい話はありません。

おまけに、契約解除は双方の合意のみの場合で、忠岡町から断っても協定相手の事業者側が首を縦に振らなければ計画は進むわけです。40年後まで契約は続きます。こんな大事なことをいつかの町政が勝手に決めてよいのでしょうか。忠岡町側には不利な契約で

す。住民にとってはとんでもない契約でありますと、後の若い世代の方々がそう思っても、決めた町長、議員、役所の職員は、この先ここにずっといるのでしょうか。責任をとれるのでしょうか。だから、住民とよく話し合っごみ処理方針を決めることが大切なのです。

私たちは、ごみは焼却処理する時代ではないと考えています。忠岡町くらいの少ない人口なら、徹底して分別をして、食品残渣や木材などはバイオマスで発酵させて堆肥化できると考えています。実際に香川県の三豊市、福岡県の大木町ではバイオマスで処理しています。分別が進んだ忠岡町ならできると思います。バイオマスでごみを焼かないで堆肥化すれば、広域化する泉北環境施設組合の近隣住民へ迷惑をかけることもないと思います。

世界では気候変動を止めようと努力がされ、対策が進んでいますが、日本はいまだごみ処理を焼却処分する発想しかありません。忠岡町はごみの減量化についての質問に「ごみを減量化すれば焼却委託料が減らせる」という答弁にも表れているように、CO<sub>2</sub>を発電してカウントで減らそうという発想でしかありません。20トンの焼却を200トンの焼却に増やすこと自体、CO<sub>2</sub>を削減しよう、気候変動を食い止めようという、地方自治体としての責務を果たそうとしているようには思えません。

今、令和の時代です。埼玉県彩の国資源循環センターにある産廃焼却施設の視察に行っまいりました。排ガスも全て資源化するので、ごみ処理施設に煙突がありません。排ガスを一切出さない技術が既に実用化され、運転されています。こんな技術もあるのに、昭和の時代の発想で排ガスを出すのは古い考えです。環境を一番に考え、住民とどの方法でごみを処理していくか、一緒に考えることを提案します。

以上、忠岡町による産廃焼却誘致計画の議決は、急ぎ過ぎ、性急過ぎであり、住民合意を得ておらず、民主政治に汚点を残すものです。巨大な200トンもの産業廃棄物の焼却施設の、大気に出される大気汚染物質の危険性、事業主体が民間であるという忠岡町の主体性のなさ、基本協定を締結したら後戻りできない、忠岡町と住民に不利な協定である、問題点だらけの産廃誘致計画を撤回し、忠岡町は産廃誘致計画を今決めるなという住民の声を聞き、住民とよく話し合うべきであることを指摘し、反対討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私は賛成の立場から討論させていただきます。

この議案についてはこれまでもずっと、議会への報告も含めて、長期間というか長い間議論してきたわけですがけれども、もうどこまで行ってもやっぱりメリットですよ。反対意見されてる方というのは、ゆっくり時間をかけて住民と協議というのをおっしゃるんですけども、それも分かりますけども、自治体行政というのは限られた財源、限られた時

間、特に忠岡町の場合、令和6年の4月1日からスタートしないとイケないと、もう尻、決まってるわけですね。そうやって限られた条件、縛りの中で、いかに住民にとって一番いい策を考えていくかというのが自治体の責務であって、無尽蔵にお金もあるわけでもないですし、無尽蔵に時間もあるわけではない。そこを踏まえたと、やっぱりこの公民連携方式という策が、100%完璧ではないにしろ、一番いい策なのであると思います。

まず、その財源的なメリットの部分については、これまでも町側も説明されてますし、改めて申し上げます。

で、タイムリミットというところですけどもね、ここでちょっと私、1点言わせていただきたいんですけども、急ぎ過ぎ、時間をかけて、それは理想ですけども、私、一住民として感じるのは、本来そうやって時間をかけて、忠岡町住民にとって一番いいごみ処理事業のあり方がどうであるのか、どうあるべきかというのは、本来であれば10年契約のあの長期包括時代にしておくべき話であって、逆に言うと、何でこんな困った状態になっているのか、こんなせっぱ詰まった状態に忠岡町、陥っているのかというところを考えますと、その10年の長期包括時代の議会、町議にも私は責任があると思っています。

なぜ和田町政を野放しにしていたのか。あのときにもっと広域化のことも詰めて、もっと根本的に忠岡町民のためになる策は何かということを経査させるということを議会がしてこなかった。だから、こんなせっぱ詰まった状態になってるんじゃないかと私個人は思ってます。ですので、限られた期限がある中で検討した結果というところでは、この公民連携というところがあります。

次、懸念材料の点ですけども、私もどうしても不安な部分ですね。私自身、支持者の方から「この点はどうなのか」という宿題も預かってきたというのがありましたんで、先日の本会議でこの議案を議会の議決を得る事項にするための条例制定案では反対させていただきました。あの時点ではまだ特別委員会で、少なくとも私が抱えている不安というのは払拭されてなかったから反対させていただいたんですけども、その後、特別委員会も開いていただいて、総務事業の委員会もありまして、少なくとも私自身が支持者の方からいただいた宿題の部分、懸念材料というのは払拭されました。

その点について申し上げますと、まずは、とにもかくにも監視チェック体制の部分です。モニタリングの部分ですね。ここがどう、大丈夫なのかというところ。住民の方々も、何が何でも反対、逆に何が何でも賛成という立場の方って少ないと思うんです。私の支持者の方も、少なくともおっしゃってたのは「住民のためになるんやったら賛成やけれども、ただ、やっぱり産廃施設は不安や。そこのチェック体制、モニタリング、安心をどうやって提供してくれるのかという、そこを担保してくれないと賛成はやっぱりちょっとできかねる」ということをおっしゃってたんで、ですので、そのところを私も特別委員会で質問させていただいたんですけども。

その中で、今回の応札された事業者から提案された提案の中に、協議体ですね。合議体の立ち上げもありましたけれども、モニタリング体制というところで協議会を設置することも提案されていました。忠岡町もそちらのほうにしていくと、設置して住民も含めて今後説明もしながら、また意見も述べながらこの事業を進めていくということもおっしゃってましたし。

私は何より、一番この監視チェック体制で評価してる部分は、株主になる点ですね。普通に第三者的にチェックするというふうになりますと、どうしても企業の中まで踏み込めないけれども、株主になりますと一定、中の財政状況、資料の開示も含めてやっぱりできるわけですよね。その点について質問しましたけれども、業者側も、それから町のほうも前向きに株主になる前提でお話、進められてるという趣旨でお話もされてましたし、そのところは大丈夫なんだろうと思ってます。

ですので、きちんと内部のほうから、受注業者、産廃業者ですね。受注業者側の状況をチェックできるということも確認できましたので、懸念材料の確認、監視、チェック体制、モニタリングの部分は大丈夫であろうと、私は判断しました。

もう1点、反対されてる住民の方がおっしゃってる環境問題の部分ですけども、これについては厳しい法体制が日本で組まれてます。私自身、獣医師という立場でちょっと申し上げさせていただきますとね、いろんな法律もそうですけれども、人体に影響を与える化学物質という、薬品も含めてですけども、毒性試験とかいろいろあるわけなんです。そういうものをきちんと、動物実験も含めてですけども、いろんな実験データを集めて科学的に処理して、そうした上できちんと安全基準というのがいろんなものについて定められてるんですね。一般住民の方というのは、分からない世界については不安を感じやすいというのも分かるんですけども、環境問題も含めてですけども、その法規制、国のほうが安全基準を定めてるといのは、それ相応にかなりの科学的根拠、データを集めた上で設定されてる数値なんです。

この環境問題については、日本の環境数値というのはかなり厳しく設定されてます。ですので健康被害というのは、出ることを心配されてますけれども、そんな健康被害の出る数値というのはそもそも国が設定しませんし、そのところはちょっと因果関係、科学的根拠も不明ですし、ちょっと荒唐無稽な意見と言わざるを得ないかなと思っています。

以上の点から、住民にとってメリットがある、で、一番の懸念材料であった不安な部分ですね。モニタリング、チェック体制がどうなってるか、その辺りも少なくともこれまでの審議の中で、私は一定、町のほうから答弁いただいて確認できたと思っています。

ですので、今後の住民のために、限られた忠岡町の財源、どうしていくのか。それから、令和6年4月1日からスタートしないといけないという一番のタイムリミットを抱えてる中で、この忠岡町の今のトータルで置かれている状況全てを含めて総合的に判断すると、この公民連携方式という部分については、一定賛成ということにさせていただきます。

す。

議長（和田 善臣議員）

続いて、他に反対討論ありますか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

反対の立場で討論させていただきます。

常に町長もおっしゃっています令和6年3月でお尻が決まっていると。今、勝元議員のほうからもお尻が決まっていると、そういったことが言われました。

しかしですね、委託は終わりますけれども、このクリーンセンターは、先ほど是枝議員も言いましたように、令和2年、3年度で約7億円かけて修理をしているんですね。ですから、忠岡町の答弁でも「令和9年ぐらいまでは使える」と、「修理をしなくても使える」と、担当課の答弁もあったところなんです。ですので、お尻が決まっているから、もうこの6年、スタートしないといけないと、そういう話ではなくて、やはりちゃんと住民の、理解はなかなか得られないと思いますけれども、住民の意見を聞く。そして、本来忠岡町も、そして議会議員も当時は、ごみの処理は広域化でいくと、それが総意でありました。ですから、この長期包括のときにも話が進まなかったという反省点はありますけれども、杉原町長になりまして、やはり広域化でいくと当初おっしゃっていましたので、その努力はされたのかというところでもあります。

私たち共産党の議員も、泉北環境のほうにお話も聞いてきました。しかし、担当課のほうから、去年は3回程度、そこから話がない、待っていると、そういったこともおっしゃっていました。ですから、まだ令和9年まで使えるんですから、お尻が決まっているということではなくて、やはり当初の広域化で進んでいくと、協議をしていく、その努力が足りないのではないかなというふうに思います。

そして、監視、チェック体制、モニタリング体制のこの話も出ましたけれども、そもそも長期包括のときにモニタリング委員会というのがございました。しかし、そのときは町の施設でありますから、町が主体となってやったわけですがけれども、このモニタリング、町の職員が運営していても、制限が多くて、効果的な点検、それにはならなかったという反省点があります。

そして、今回、この民間の産廃施設でモニタリング委員会が設置されたとしても、主体は民間でありますから、忠岡町がそのモニタリング委員会ではどんな意見が言えるのか、反映されるのか、それは不透明なところで、されないというふうに思います。

そして、環境問題、法体制で国が安全基準を定めているということでありましたけれど

も、やはりいろんなごみを焼くわけですから、ダイオキシン類などの有害物質が新たに生産されたりとか、化学反応で有害物質がどのように発生するのか、それはまだ分からないところです。現在でも全国でやはりこのプラスチックを焼いたり、そういう産廃施設で住民の健康被害も出たと、そういった話もあります。そういったところで、この本町のみならず、まして本町のみならず近隣の空気も汚すわけです。どんな環境悪化が起きるかも分からない、そして、住民にどんな健康被害が出るかも分からない、そのような産廃焼却施設の誘致計画、この議決には反対をいたします。

議長（和田 善臣議員）

静粛に願います。拍手等もお控え願います。

続いて、賛成討論はございますか。

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

賛成の討論をさせていただきます。（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定締結についての賛成の意見を述べさせていただきます。

これまでに議員説明会、住民説明会、忠岡町ごみ処理施設調査特別委員会等々で説明も受け、質問には「締結後、これから協議が進んでいくことなので、まだ分からない」という答弁もありましたが、多くの時間をかけてのこれまでの質問には真摯に答えていただいていたと思います。

住民さんにとって、ごみの収集日や収集時間、粗大ごみの持ち込み場所や料金もこれまでと同じであり、また、これまで住民1人当たりのごみ処理経費負担も、今までは大阪府で一番高い3万6,000円だったものが、令和6年には2万5,270円に下がり、その後、本格的に事業が進むともっと下がり、大阪府平均の1万5,000円を切り、現在より半分以下になっていくとのことで、住民負担が減ることは喜ばしいことだと思います。

忠岡町として取り組んでいるごみの減量化も、減量化が進むと、さらにごみ処理経費の負担が下がるとのことであります。環境問題にしても国の基準値、大阪府の基準値をしっかり守っていき、厳しく監視していくとのことであります。また、今後の事業についても議会にも丁寧に説明をしていくということでもあります。

以上のことをもって賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

反対の立場で討論を行います。

費用負担の軽減ばかり取り上げられています、住民の生活環境を守ることはお金にかえられないことであります。

今、世界の流れは、地球温暖化を止めるためCO<sub>2</sub>排出削減、ごみ減量化が主流であり、行政と住民とともにごみ行政のあり方について考えていかなければなりません。

しかし、今回の公民連携方式の説明では、今後の事業内容について協定書を締結してからの協議が多く、現在の段階で不明な点が多過ぎます。しかも、途中で止めることもできなくなります。現段階で住民合意が取れていない中、後戻りができない協定書の締結については認めるわけにはいきません。よって、この条例案に反対いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

賛成討論。

7番（松井 匡仁議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井でございます。会派を代表いたしまして賛成の立場で討論を行います。

無所属の会は、9月議会において提出されました附属機関に関する条例の一部改正及び関連予算を、住民の皆さんへの説明不足を理由に反対をいたしました。

しかし、その後、忠岡町におきましては、当会派より強く要望いたしました住民説明会を12回にわたり開催するなど、住民の皆さんへの周知に努めていただいたことにより、数多くのご意見を伺うことができましたことを評価させていただきます。

その上で、今回、選定事業者から提出された企画提案書と企画提案単価に基づく基本想定を審議した結果、忠岡町の負担額の軽減はもとより、地元雇用、地元経済への貢献、地域協議会によるモニタリングなどの提案がなされており、環境対策におきましても国の基準を上回る基準値を設定する旨の提案があり、加えて、住民の皆さんの日常生活におけるごみ出しについても、この方法を採用すれば大きな変更はないということ、これらを考慮いたしまして本議案に賛成をいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、反対討論、ございませんか。

では、賛成討論、どうぞ。

10番（今奈良幸子議員）

令和4年5月より理事者から、忠岡町クリーンセンターの検討条件についての説明が始まり、8月には広域に参加するという従来の考えから、公民連携の方式に切り替えるという申し出がありました。

議会に対しての説明会、議論だけでは決められないということで、住民の合意形成を図り、住民の意見を聞くという意味から、住民説明会をふれあいホールと町内全域で実施し、ホームページと広報紙に挟む別刷りの用紙からQRコード読み込みで動画配信も見れるようにしたり、お問い合わせもできるようになっていました。

できる限りの住民の意見を聞く姿勢が感じられたこと、広域事業への参画については現状の場所ではハードルが高過ぎること、今回応札したSPCの会社の実績は十分であること、基本協定書の内容に町が本事業のモニタリングをし、その結果を公表することと、関係住民に対する説明会の開催と記載されていること、産業廃棄物処理施設を設置するには大阪府の許可が要ること、本町の財政的面から見ても今回提案されている公民連携方式がベターであると考えます。

よって、この案件には賛成いたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。賛成討論ですか。どうぞ。

9番（前川 和也議員）

本公民連携協定の締結に賛成の立場から討論をいたします。

昨年の方向性を決める議案においても賛成討論させていただきまして、かぶる部分もあるんですけども、申し上げます。

第1に財政的観点から、大いに賛同するものであります。住民1人当たりにかかるごみ処理費用が府内でも突出して高い。この経費を何とかして抑えたいということで、この思いで町政の重要課題として杉原町長は取り組んでこられました。

今回の臨時議会では、事業者からの企画提案書が提出され、その中身について昨年より具体的に計画を見ることができました。町負担費用については想定より少し多いものとなりましたが、それでも昨年に提示されていた3パターンのうち最も費用を低く抑えることができる手法が公民連携方式であります。

費用そのものを抑えることに加えて、産廃処理分担金、事業用地の借地料、固定資産

税、そして法人住民税の収入を合わせると、単純計算ではあるんですけども、現在よりもざっくり、これもざっくりとなんですけども、約2万円も抑えることができ、府の平均に近い金額になるということだけでなく、これを長期のスパンで見るとどれだけの財政効果が生まれるのか、想像に難くなく、まさに未来を切り開いていくものであると考えます。

第2に環境、健康面についてです。不安をお持ちの方、公民連携に反対をされる方からたくさんご意見、出てまいりました。しかしですね、新施設で処理をする産業廃棄物というのは、本町で処理する一般廃棄物と同様の性状のものであり、本町が認めたもののみを処理すること。次に、国の規制基準を満たすことは当然なんですけども、新施設の規模であれば現在よりもさらに厳しい基準であり、さらに府の環境影響評価条例より厳しい基準を独自に設定すること。また、モニタリングについても、本町の役場職員さんのみならず、地元の住民さんであるとか、そして団体とか多角的にモニタリングをしていくことが計画されていること。これらのことから環境、健康を守る取組がしっかりと担保されております。

そして次に、これは直接的な理由ではないんですけども、公民連携に当初より明確に反対をされる方は、広域、広域ということなんですけども、もし仮に組合に加入したのであれば、遠い将来に施設の更新時に組合を構成する市町から候補地を選定する際に新浜緑地、この忠岡ももし入っていればですよ、新浜緑地運動広場や町民第二運動場が本町内の候補地として上がってくる可能性もあります。そうなれば今回の公民連携の施設よりさらに巨大な処理施設が本町に建設されることになるということ承知しているのかなというふうにも思います。

また、費用負担の軽減や財政収入についても一切触れられていないことから、反対される方のご意見には理解できない部分が多々あります。

以上、もろもろ申し上げましたけども、昨年に提示されました3パターンのうち、リスクが最も低い方法であり、府内でも突出している町民1人当たりの費用負担額を一番抑える方法である公民連携処理方式を進める仮称地域エネルギーセンター等整備・運営事業の協定を締結することに賛成いたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めま

す。

(起立多数)

議長 (和田 善臣議員)

起立多数であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了されました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る1月16日より開会されました本定例会では、ご提案いたしました議案について慎重なご審議いただき、誠にありがとうございました。

本事業に対する我々の熱意と決意が議員の皆様には伝わり、ご賛同、ご可決をいただいたものと考えております。ご賛同いただいた議員の皆様には重ねて厚く御礼申し上げます。残念ながらご賛同いただけなかった議員もおられますが、事業を進める中でご理解いただけるものと期待するところであります。

今後、進行が予測される人口減少社会、そしてごみの減量化が進む中で、本町が実施しようとする公民連携による廃棄物処理方式が、脱炭素社会の一助となり、全国に先駆けた先導的な事例となるよう、しっかりと事業者と連携しながら取り組んでまいりたいと考え

ております。

何といたっても日本一小さな町であります。単独での処理は無理があり、財政にも限界があると思います。そして今後、20年後、30年後にこの選択が正しかったと住民の皆様にとっていただけるよう頑張っている所存であります。

安心、安全なまちづくりは、自らの政治姿勢であるスピード、決断、実行を忘れることなく、忠岡町の発展のため、そして誰もが幸せを実感できる忠岡をつくるため頑張っていますので、引き続き議員の皆様方にはご協力賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶にかえさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもって、令和5年忠岡町議会第1回臨時会を閉会いたします。

長時間大変ご苦勞さまでした。

（「午前10時58分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年1月20日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 河 瀬 成 利

忠岡町議会議員 北 村 孝